

災害時マニュアルの主な論点

1. 対象とする石綿①

マニュアル全体、平常時、応急対応時、石綿露出状況調査時に対象とする石綿含有建材は、以下の案としている。対象とする石綿含有建材の種類や、マニュアルでの書きぶりについて、ご意見を伺いたい。

第1章 総則

3.3 対象とする石綿

対象とする石綿含有建築材料は、石綿含有吹付け材（いわゆるレベル1建材）、石綿含有保温材等（いわゆるレベル2建材）の他、石綿含有成形板等（いわゆるレベル3建材）や石綿含有仕上塗材を含む、石綿を含有するすべての建築材料とする。

第2章 平常時における準備

2.1 把握の対象とする石綿含有建材

把握の対象とする石綿含有建材は、**原則として全ての石綿含有建材**とする。

全ての石綿含有建材を把握することが困難な場合は、建築物等の倒壊・損壊により露出した場合に、飛散するおそれが多い**石綿含有吹付け材**を最も優先的に把握する。

また、**石綿含有保温材等も可能な限り把握することとし、特に、石綿を含有する煙突断熱材は煙突の倒壊・損壊により石綿が露出し、飛散するおそれが比較的多いと考えられるため、石綿含有吹付け材と同様に最優先で把握する。**

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については、建築物等の改造・補修時に行った事前調査結果の報告内容を整理しておく等、**可能な範囲で把握の対象とすることが望ましい。**

1. 対象とする石綿②

第3章 災害発生時の応急対応

1. 応急対応の対象となる石綿

建築物等の倒壊・損壊により露出した石綿含有吹付け材は、飛散するおそれがあることから、**応急対応の対象**とする。

また、石綿含有保温材等についても、飛散防止の観点から**応急対応の対象**とすることが望ましい。特に屋外において使用されている石綿含有断熱材や保温材は当該施設の破損等により、大気環境中に飛散するおそれがあることから**対象とする**（例えば、煙突断熱材は煙突の破損によって露出するなど）。

石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材については、可能な限り**応急対応の対象**とする。例えば、水害により建築物の天井に使用された岩綿吸音板が水につきり、落下・破損して飛散のおそれが生じた事例もある。

3.2.1 （石綿露出状況の把握の）対象とする石綿含有建材

石綿露出状況の把握は、**原則として石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等を対象とする**。ただし、**その他の石綿含有建材においても、石綿の飛散のおそれが考えられる場合は、露出状況を確認する**。

2. 平常時の石綿使用建築物等の把握

平常時の石綿使用建築物等の把握の説明内容について、ご意見を伺いたい。
詳細な内容は、資料3-1 第2章2.を参照

第2章 平常時における準備

2.2 石綿使用建築物等の把握の手順

石綿使用建築物等を把握するための手順を図2.1に示す。
各事項の詳細については、2.3を参照すること。

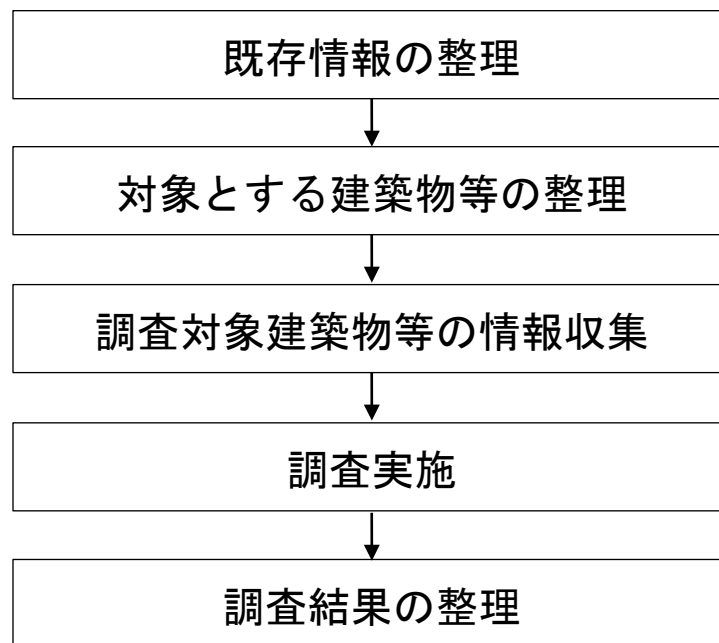


図2.1 石綿使用建築物等の把握の手順

3. 平常時の体制整備

平常時の協定の締結について記載したが、さらに具体的に記載をした方がよいか？

第2章 平常時における準備

3.1.1 応急対応

石綿露出状況等の確認調査は、石綿含有建材に関する知識を有する技術者等(※2-4)の協力を得て、地方公共団体が実施することが望ましい。

このため、技術者等や技術者等が所属する企業・団体等(※2-5)との協力体制をあらかじめ構築しておくことが望まれる。**一部の地方公共団体では、これらの団体と災害時の協力に関する協定を締結している例もあるため、参考にされたい。**

3.1.4 環境モニタリング

地方公共団体は、平常時から、環境モニタリングの実施に必要な人員や資機材の整備・配置状況を把握しておくことが必要である。災害の影響により、環境モニタリングに従事する人員の確保が困難になることや機材が使用できなくなるとも想定し、**他の地方公共団体や地域内の環境分析に関する業界団体(例：地域の環境計量協議会等)との連携体制の構築についても検討することが望ましい。**

4. 注意解体時の事前協議①

大防法の特定建築材料はレベル3建材を含めたすべての石綿含有建材となった。建築物等に立ち入りができず、注意解体を行う際の協議は、石綿含有吹付け材と石綿含有保温材等を対象とすることによいか。

また、届出の対象となる石綿含有建材が使われている可能性のある建築物等は表5.4で説明しているが、内容に問題はないか。

第5章 調査・計画・届出

5.3 「立入不可」の場合の対処

届出の対象となる石綿含有建材が使用されている可能性のある建築物等（『表5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所』参照）について「注意解体」を実施する場合は、関係機関と協議を行うこと。

（中略）

この範囲には、建築物等によっては（表5.4参照）、届出の対象となる石綿含有建材が存在する可能性があるため、届出に先立ち事前に協議を行うこと（『5.協議・届出』参照）。

4. 注意解体時の事前協議②

表5.4 石綿の飛散防止に関する要注意箇所

木造	寒冷地では、結露の防止等の目的で吹付け材を使用している可能性がある。木造建築物においては、「浴室」、「台所」及び「煙突周り」を中心に確認する。また、木造車庫の屋根裏や鶏舎等の板金屋根や壁、寒冷地のプレハブハウスのパネルの裏側等の断熱用に石綿含有断熱材が使用されていた事例がある。
S造	耐火被覆の確認を行う。 設計図書等による判断において石綿の不使用が確認されない場合、耐火被覆は施工されていれば鉄骨全面に施工されているはずなので、棒等を使用して安全に配慮して試料採取・分析確認を行う。
S造及びRC造	機械室（エレベーター含む）、ボイラー室、空調機室、電気室等に、吸音等の目的で、石綿含有吹付けの施工の可能性がある高いので確認する。
建築設備	空調機・温水等の配管、煙突等のライニング等について可能な範囲で把握する。

5. 注意解体における石綿飛散防止措置等

注意解体時の石綿飛散防止措置において、建材への固着防止のため「薬液散布等が望ましい」を削除したが問題ないか。

表7.4 「注意解体」における石綿飛散防止措置等

対象	実施事項
近隣への配慮	・適切な掲示を実施すること。『第6章 解体等工事の周辺への周知』参照
飛散防止措置	・建築物の四方は、建築物の高さ+2m又は3mの何れか高い方以上の高さの万能鋼板又は防じんシートによって養生すること。 ・工事期間中は常に散水を行うこと(薬液散布等が望ましい)。
新たな石綿への対応	・解体の進行に伴い事前調査が不可能であった場所の調査が可能となった場合には、速やかに調査を行い、石綿含有建材を発見した場合には作業計画を変更する。届出の対象となる石綿含有建材が発見された場合には、協議の上届出を実施すること。 ・作業計画は、できる限り不明箇所の事前調査が可能となるように作成すること。
廃石綿等・石綿含有廃棄物に係る廃棄物の分別等	・廃石綿等、石綿含有廃棄物、石綿を含まない廃棄物に区分し、分別する。石綿含有吹付け材等の除去に当たっては、部分隔離、薬液散布等飛散防止措置を実施する。 ・石綿の取り残しがないことを確認し、鉄骨やその他の建材等に石綿が残らないよう、特に注意すること。 ・区分ごとに適正な現場保管・搬出を実施する。